平成三年建設省告示第千七百四十三号の一部を改正する告示

平成三年建設省告示第千七百四十三号の一部を次のように改正する。

二の1の㈠中「四百円」を「四百十円」に改め、二の1の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の2の㈠中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の2の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の3の㈠中「四千円」を「四千百円」に改め、二の3の㈡中「二千円」を「二千百円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十六号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成七年建設省告示第九百六十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成七年建設省告示第九百六十六号の一部を改正する告示

平成七年建設省告示第九百六十六号の一部を次のように改正する。

二の1の㈠中「四百円」を「四百十円」に改め、二の1の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の2の㈠中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の2の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の3の㈠中「四千円」を「四千百円」に改め、二の3の㈡中「二千円」を「二千百円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十七号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十年建設省告示第千百二十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成十年建設省告示第千百二十五号の一部を改正する告示

平成十年建設省告示第千百二十五号の一部を次のように改正する。

二の1の㈠中「四百円」を「四百十円」に改め、二の1の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の2の㈠中「二百八十円」を「二百九十円」に改め、二の2の㈡中「二百円」を「二百十円」に改め、二の3の㈠中「四千円」を「四千百円」に改め、二の3の㈡中「二千円」を「二千百円」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百十八号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十年建設省告示第千四百五十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成十年建設省告示第千四百五十六号の一部を改正する告示

平成十年建設省告示第千四百五十六号の一部を次のように改正する。

一中「五百六十円」を「五百八十円」に改める。

二の表を次のように改める。

棟	一日当たりの利用料の額	
	一　階	二　階
一号棟	三、四〇〇円	二、二〇〇円
二号棟	二、八〇〇円	一、九〇〇円
三号棟	三、四〇〇円	二、七〇〇円
四号棟	三、六〇〇円	二、一〇〇円
五号棟	三、六〇〇円	一、六〇〇円
六号棟	五、〇〇〇円	二、〇〇〇円

三の表を次のように改める。

艇	一日当たりの利用料の額	
	一般	学生
長さ十四メートル以上のもの	一九〇円	九〇円
長さ十メートル以上十四メートル未満のもの	一一〇円	五〇円
長さ八メートル以上十メートル未満のもの	九〇円	四〇円
長さ八メートル未満のもの	七〇円	三〇円

四の表を次のように改める。

室	利用料の額	
	午　前	午　後
セミナー室	九三〇円	一、九〇〇円
ワークショップ室	九三〇円	一、九〇〇円
展示コーナー	三、八〇〇円	七、六〇〇円

五の表を次のように改める。

用　途	一時間当たりの利用料の額		
	平日昼間	平日夜間	休　日
一　フットサルコート（利用面数が二面以下の場合）	—	五、六〇〇円	五、九〇〇円
二　テニスコート	一、四〇〇円	—	—
三　右記以外	一一、二〇〇円	一三、七〇〇円	一三、七〇〇円

五の備考の4中「七六、四〇〇円」を「七八、六〇〇円」に改め、「九三、四〇〇円」を「九六、一〇〇円」に改める。